

電気供給約款

低圧

(中国電力管内)

2022年10月1日実施

【取次事業者】

グリーンコープ生活協同組合とっとり
グリーンコープ生活協同組合（島根）
グリーンコープ生活協同組合おかやま
グリーンコープ生活協同組合ひろしま
グリーンコープやまぐち生活協同組合

【小売電気事業者】

一般社団法人グリーンコープでんき

I 総則	4
1. 適用	4
2. 電気供給約款の変更	4
3. 定義	4
4. 単位および端数処理	6
5. 本約款に定めのない特別な事項	6
II 契約の申込み	7
6. 需給契約の申込み	7
7. 需給契約の成立	7
8. 契約期間	7
9. 需給契約の単位	7
10. 供給の開始	7
III 契約種別および料金	8
11. 契約種別	8
12. 電灯需要	8
13. 電力需要	9
14. 料金等	10
IV 料金の算定および支払い	11
15. 料金の適用開始の時期	11
16. 検針日	11
17. 料金の算定期間	11
18. 使用電力量の計量	11
19. 料金の算定	12
20. 料金の支払義務および支払期日	13
21. 料金その他の支払方法	13
22. 延滞利息	13
V 使用および供給	13
23. 適正契約の保持	13
24. 力率の保持	14
25. 需要場所への立入りによる業務の実施	14
26. 電気の使用にともなう組合員の協力	14
27. 供給の停止	15

28. 供給停止の解除	15
29. 供給停止期間中の料金	15
30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	16
31. 制限または中止の料金割引	16
32. 損害賠償の免責	17
33. 設備の賠償	17
VI 契約の変更および終了	18
34. 需給契約の変更	18
35. 名義の変更	18
36. 需給契約の終了	18
37. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう料金および工事費の精算	18
38. 解約等	19
39. 需給契約終了後の債権債務関係	19
VII 供給方法および工事	19
40. 需要地点および施設	20
41. 計量器等の取付け	20
VIII 工事費等の負担	21
42. 供給設備の工事費負担金	21
43. 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け	21
44. 保安等に対する組合員の協力	21
45. 暴力団排除に関する条項	22
46. 管轄裁判所	23
47. 本約款の実施期日	23

I 総則

1 適用

一般社団法人グリーンコープでんき(以下「グリーンコープでんき」といいます。)の取次事業者として当生活協同組合(以下「生協」といいます。)が、一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所(離島を除く)に対して、組合員の需要に応じて低圧の電気を提供するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款【低圧】(以下「本約款」といいます。)によります。

なお、生協がグリーンコープでんきの電気を提供する場合であっても、電気の送配電は、供給設備を維持および運用する一般送配電事業者が自らの託送供給等約款(以下「託送供給等約款」といいます。)に定めるところに従い行います。そのため、組合員には、この供給約款のほか、一般送配電事業者が託送供給等約款において定める事項も適用されますので、それらもあわせて遵守していただきます。

2 電気供給約款の変更

一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他生協が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を生協のWeb サイト上に掲載する方法またはその他の生協が適切と判断した方法により周知することとします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の利用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きま

す。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、組合員において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(11) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの

期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(15) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間を言います。

(16) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

(1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

契約電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(4) 料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5 本約款に定めのない特別な事項

この供給約款に定めのない特別な事項は、そのつど組合員と生協との協議によって定めます。その他、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、組合員との協議が必要であると判断した場合は、一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

組合員が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および需給契約条件の内容を確認、承認のうえ、生協所定の様式にしたがって申込みをしていただきます。

7. 需給契約の成立

(1) 需給契約は、生協が、組合員からの申込みを承諾したときに、この供給約款の定めに従い、成立します。

8. 契約期間

(1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日から以降 1 年目の日までとし、契約成立後 1 年に満たない場合は、契約種別の変更はできないものとしします。

(2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとしします。

9. 需給契約の単位

生協は、1 需要場所について 1 需給契約を結びます。ただし、1 需要場所について電灯または小型機器と動力をあわせて使用する場合、生協は複数の需給契約を締結することがあります。

10. 供給の開始

(1) 生協は、組合員の需給契約の申込みを承諾したときは、一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から本契約に基づく電気の供給を開始します。この場合の需給開始日は以下のとおりとしします。

イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として組合員が申し込みをした後に到来する最初の検針日としします。また、最初の検針日までに切り替えに必要な手続きが完了しないなどの場合は、次回の検針日となる場合があります。

ロ 引越し(転入)などの理由により、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として組合員の希望する日としします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がな

い状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に生協との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。

- (2) 生協は、天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためて組合員および一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて、電気を供給します。

Ⅲ 契約種別および料金

11. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	ファミリープラン(従量電灯A)
	オフィスプラン(従量電灯B)
電力需要	低圧電力

12. 電灯需要

(1) ファミリープラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

イ) 契約容量が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、60 ヘルツとします。

(2) オフィスプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、60 ヘルツとします。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表(1. 契約電力および契約容量の計算方法)により算定された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、組合員から申し出ていただきます。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

13. 電力需要

(1) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、ハ)については、複数需給契約がある場合、それらを総合した需要を考慮します。また、電力使用開始から1年に満たない場合、年間電力使用予測を提出いただき負荷率を判断します。

- イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ロ) 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- ハ) 年間平均負荷率が10%以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式 および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

イ) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表(1.契約電力および契約容量の計算方法)により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、組合員から申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ロ) ただし、一般送配電事業者以外から電気の供給を受けたことのない組合員が、生協と電気の需給契約を締結するにあたり、引き続き契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イ)にかかわらず、当該一般送配電事業者との電気の需給契約の終了時点での契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、契約負荷設備における契約電力の変更を希望される場合にはイ)に定める契約主開閉器による契約に変更していただきます。

14. 料金等

料金は、基本料金、電力量料金および別表(3.再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表(4.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表(4.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表(4.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表(4.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ ファミリープラン(従量電灯 A)

最低料金は、1 月につき別表(2.契約種別および料金)(1)のとおりといたします。電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、別表(2.契約種別および料金)(2)を適用します。

ロ オフィスプラン(従量電灯 B)

基本料金は、1月につき別表(2. 契約種別および料金)(2)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、別表(2. 契約種別および料金)(2)ロを適用します。

ハ 低圧電力

基本料金は、1月につき別表(2. 契約種別および料金)(3)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、別表(2. 契約種別および料金)(3)ロを適用するとともに、夏季に使用された電力量には夏季料金率を、その他に使用された電力量にはその他季料金率をそれぞれ適用いたします。また、変圧器や発電設備等を介して電灯または小型機器を使用する事はできません。

IV 料金の算定および支払い

15. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合および組合員の責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用いたします。

16. 検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日とします。

17. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)とします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

18. 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電

事業者から通知(需給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者から通知)があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。

- (1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表(5. 使用電力量の協定)を基準として、組合員と生協との協議によって定めます。

19. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始したまたは電気需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 17(料金の算定期間)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) (1)イ、ロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次のとおり日割計算をいたします。

$$1\text{月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次のとおり算定いたします。

$$\text{変更前基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} + \text{変更後基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

- (3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

20. 料金の支払義務および支払期日

- (1) 組合員の料金の支払義務は、検針日に発生いたします。
- (2) 前項にかかわらず、需給契約が消滅した場合は、組合員の料金の支払義務は、消滅日に発生するものといたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (3) 組合員の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (4) 支払期日は、生協が指定した様式により組合員に通知した日といたします。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

21. 料金その他の支払方法

- (1) 組合員は、料金については毎月、生協が指定した金融機関等を通して、組合員が指定する口座から生協の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法で支払っていただきます。工事費負担金その他についても同様とします。
- (2) (1)により支払がなされない場合は、生協が指定する方法により支払っていただきます。

22. 延滞利息

- (1) 組合員が料金を支払期日が経過してもなお支払われない場合には、生協の規定に基づき、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (2) 延滞利息は、原則として、組合員が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

23. 適正契約の保持

生協は、組合員との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、組合員に速やかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

24. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯料金の適用を受ける場合にあつては90%以上、それ以外の場合にあつては、85%以上に保持していただきます。
- (2) 進相用コンデンサを取り付ける場合は、組合員の負担により、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。やむをえない事情によって2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの解放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

25. 需要場所への立入りによる業務の実施

生協および一般送配電事業者、またはこれらの者から委託を受けた事業者は、以下に掲げる業務その他必要と認められる業務を実施するため、組合員の承諾を得て組合員の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、生協および一般送配電事業者が当該土地または建物に立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、組合員の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要な組合員の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の確認
- (4) 本約款27(供給の停止)、36(需給契約の終了)(1)、または38(解約等)に必要な措置
- (5) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

26. 電気の使用にともなう組合員の協力

組合員の電気の使用が、以下の原因で他の利用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、組合員の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、組合員の負担で供給設備を変更し、または専

用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他(1)から(4)に準ずる場合

27. 供給の停止

(1) 組合員が以下のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者より、電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ 組合員の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 組合員の需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 一般送配電事業者の承諾なくして、一般送配電事業者以外の者が、需要場所における一般送配電事業者の供給設備と組合員の電気設備との接続を行った場合

(2) 組合員が以下のいずれかに該当し、生協が組合員に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

- イ 組合員の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

28. 供給停止の解除

本約款第27条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、組合員がその理由となった事実を解消したときは、生協は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

29. 供給停止期間中の料金

本約款第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、生協は、基本料金の半額相当額を本約款第 19 条(料金の算定)(2)により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

30. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 生協は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または組合員に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、あらかじめその旨を広告その他の方法によって一般送配電事業者より、組合員にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31. 制限または中止の料金割引

(1) 生協は本約款第 30 条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い、料金を算定いたします。ただし、その原因が組合員の責に帰すべき事由による場合は、割引いたしません。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし本約款 19(料金の算定) (1)イ、ロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のため

めの工事の必要上、組合員に 3 日前までにお知らせして行う制限または中止は、1 月につき 1 日を上限として計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日（制限または中止が 1 暦月に 2 回以上行われた場合には、先に到来する日といたします。）における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

32. 損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、生協およびグリーンコープでんきは、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本約款第 30 条(供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが生協およびグリーンコープでんきの責に帰すことのできない理由によるものであるときには、生協およびグリーンコープでんきは、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本約款第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 38 条(解約等)によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、生協およびグリーンコープでんきは、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが生協およびグリーンコープでんきの責に帰すことのできない理由によるものであるときには、生協およびグリーンコープでんきは、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によって組合員が損害を受けた場合、生協およびグリーンコープでんきはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 生協およびグリーンコープでんきは、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被った組合員の損害について賠償の責任を負いません。

33. 設備の賠償

組合員が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合

修理費

- (2) 紛失または修理が不可能の場合
帳簿価格と取替工費の合計額

VI 契約の変更および終了

34. 需給契約の変更

組合員が電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として生協所定の様式によって申込みをしていただきます。

35. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな組合員が、それまで電気の供給を受けていた組合員の生協に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、第6条(需給契約の申し込み)の規程に基づき名義変更の手続きによることができます。この場合には、生協所定の様式によって届出をしていただきます。

36. 需給契約の終了

- (1) 組合員が電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、生協に通知していただきます。生協は、原則として、組合員から通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。
- (2) 電気需給契約は、本約款第38条(解約)に規定する場合または次の場合を除き、組合員が生協に通知された終了期日に終了いたします。
- イ 生協が組合員の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了するものといたします。
- ロ 生協の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

37. 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算

- (1) 組合員が、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、需給契約を終了する場合もしくは組合員が契約電流、契約容量を減少しようとする場合、また

は契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくは組合員が契約電流、契約容量を減少しようとする場合において、生協が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金を組合員に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) 組合員が電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、生協が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、生協はその精算金を組合員に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

38. 解約等

組合員が次のいずれかに該当する場合には、生協は、その組合員について電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、生協が解約の 15 日前までに通知いたします。

- (1) 組合員が、生協を脱退された場合
- (2) 本約款第 27 条(供給の停止)によって電気の供給を停止された組合員が生協の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (3) 組合員が、本約款第 36 条(需給契約の終了)(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合
- (4) 支払期限を超過しても組合員が料金を支払われない場合
- (5) 支払期限を超過しても組合員が他の電気需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払われない場合
- (6) 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (7) 組合員がその他本約款に違反した場合

39. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅致しません。

Ⅶ 供給方法および工事

40. 需要地点および施設

電気の需給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします。

41. 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。)および区分装置(時間を区分する装置等をいいます。)は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者が組合員の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、組合員の所有とし、組合員の負担で取り付けさせていただくことがあります。

イ 組合員の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とし、または組合員の希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取り付けおよび取外し工事が容易な場所(原則として屋外といたします。)とし、組合員と一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、組合員と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所は、組合員から無償で提供していただきます。また、(1)により組合員が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(5) 組合員の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、組合員に実費相当額を支払っていただきます。

Ⅷ 工事費等の負担

42. 供給設備の工事費負担金

組合員が新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、または組合員の希望によって供給設備を変更する場合において、託送供給約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、組合員にその負担金を支払っていただきます。

43. 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、組合員の都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用を組合員に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

44. 保安等に対する組合員の協力

(1) 組合員は以下の場合に、生協および一般送配電事業者に速やかにその旨を通知していただきます。

イ 組合員が、引込線、計量器等その需要場所内の電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 組合員が、電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 組合員が一般送配電事業者の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業所に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業所の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業所の求めに応じてその内容を変更していただくことがあります。

45. 暴力団排除に関する条項

(1) 組合員は、生協に対し、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、ならびに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

イ 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ロ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 組合員は、生協に対し、自己または第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約していただきます。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。

ホ その他、上記に準ずる行為。

(3) 生協は、組合員が(1)および(2)の確約に違反し、または違反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、需給契約を解除することができるものとします。なお、生協は、組合員に対し、かかる合理的な疑いの内容および根拠を何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、需給契約の解除に起因または関連して組合員に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

46. 管轄裁判所

需給契約に起因または関連して発生する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

47. 本約款の実施期日

本約款は、2016年9月1日より施行するものとします。

2020年4月1日改訂

2022年7月1日改訂

2022年10月1日改訂